

受験指導20年超・合格者輩出数日本一!

秋保雅男の

2010
年版

ごうかく 社労士

[追 錄]

本追録は、『ごうかく社労士』2010年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成22年4月9日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

2010年版 秋保雅男のごうかく社労士 〈追録〉

本追録は、「2010年版 秋保雅男のごうかく社労士」に掲載した法令等について、その発刊後に公布・公表された改正点等のうち、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用基準日である平成22年4月9日現在において施行されている部分をお伝えするものです。

本追録中の「□p.」は、「2010年版 秋保雅男のごうかく社労士」の対応ページを指します。

労働安全衛生法

●定期健康診断に関する改正

定期健康診断において、医師が必要でないと認めるときに省略することができる項目に、胸部エックス線検査が追加された（平22.1.25厚労告25号）。

項目	対象者
身長の検査	従来どおり
腹囲の検査	従来どおり
胸部エックス線検査	40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く）で、次のいずれにも該当しないもの イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令12条1項1号に掲げる者（学校、病院、特定の社会福祉施設等において業務に従事する者） ロ 粉じん肺法8条1項1号又は3号に掲げる者（當時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理1のもの等）
喀痰（かくたん）検査	①② 従来どおり ③ 胸部エックス線検査の省略対象者に該当する者
貧血検査等（5項目）	従来どおり

[H22.4.1適用] □p.166

労働者災害補償保険法

●暫定任意適用事業に関する政令の改正

労災保険暫定任意適用事業の範囲から「船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業」が除かれた（整備政令17条；改正）。

注：当該事業は、都道府県、市町村その他これらに準ずるものとの事業、法人の事業と同様に、常時使用労働者数等に関わらず、強制適用事業となる。

[H22.1.1施行] □p.186, 187

●介護補償給付の額に関する改正

介護補償給付（介護給付）の額に係る上限額と最低保障額が、次のように改正された（則18条の3の4；改正）。

- ・常時介護／上限額=104,960円→104,730円
最低保障額=56,930円→56,790円

- ・随時介護／上限額=52,480 円—改正→52,370 円
最低保障額=28,470 円—改正→28,400 円

[H22.4.1 施行]  p. 222

 p. 53

雇用保険法

●短時間就労者・派遣労働者の雇用保険の適用基準の見直し（適用拡大）

短時間就労者・派遣労働者の雇用保険の適用基準（被保険者となるための要件）のうち、雇用されることが見込まれる期間について、従来の「6箇月以上」が、「31日以上」に改められた。

注。1週間の所定労働時間の要件（20時間以上）については改正なし。

<改正後の基本的な適用基準>

次のいずれにも該当するときとする

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

注。上記の適用基準に該当しない者は、原則として、同法の適用除外となることが、法律に明記された（後述）。

[H22.4.1 適用]  p. 280, 281

●短期雇用特例被保険者に関する改正

短期雇用特例被保険者の定義が、次のように改正された（法38条1項；改正）。

改正前	改正後
<p>短期雇用特例被保険者とは、被保険者であつて、次の①②のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者を除く）をいう。</p> <p>① 季節的に雇用される者 ② 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう）に就くことを常態とする者</p>	<p>短期雇用特例被保険者とは、被保険者であつて、季節的に雇用されるもののうち次の①②のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く）をいう。</p> <p>① <u>4箇月以内の期間を定めて雇用される者</u> ② <u>1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣が定める時間数（30時間）未満である者</u></p>

[H22.4.1 施行]  p. 282

 p. 61

●日雇労働被保険者に関する改正

1 日雇労働者の定義

次のように改正された（下線の部分を追加）（法42条；改正）。

改正後
<p>日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して<u>31日以上雇用された者</u>（日雇労働被保険者の資格継続の認可を受けた者を除く）を除く）をいう。</p> <p>① 日々雇用される者 ② 30日以内の期間を定めて雇用される者</p>

[H22.4.1 施行]  p. 282

 p. 61

2 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合

日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合には、前 2 ヶ月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合と同様に、次のような取り扱いがされる（法 43 条 2 項、56 条の 2 ほか；改正・新設）。

- ① 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合には、原則として、被保険者の種類の切替えに該当する。ただし、その事業所の所在地又はその者の居住地を管轄する公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き日雇労働被保険者となることができる。
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された後に離職した場合には、原則として、その者の日雇労働被保険者であった期間を法 14 条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなすことができる。

[H22. 4. 1 施行] [p. 282, 283]

●適用除外に関する改正

従来、行政手引に規定されていた内容を法律に規定する等、適用除外の規定の一部が改正された（法 6 条；改正）。

次の者が適用除外に追加された。

- 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者を除く）
- 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 ヶ月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって日雇労働被保険者となる要件のいずれかに該当する者を除く）
- 季節的に雇用される者であって、①4 箇月以内の期間を定めて雇用される者、②1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって 30 時間未満である者のいずれかに該当するもの
- 学校教育法 1 条、124 条又は 134 条 1 項の学校の学生又は生徒であって、厚生労働省令で定める者*

*厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者以外の者とする（則 3 条の 2）。

- ① 卒業を予定している者で、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの
- ② 休学中の者
- ③ 定時制の課程に在学する者
- ④ 上記①～③に準ずる者として職業安定局長が定めるもの

次の者が適用除外から削除された。

- 1 週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30 時間未満である者であって、①季節的に雇用される者又は②短期の雇用に就くことを常態とする者（日雇労働被保険者に該当する者を除く）
- 日雇労働者であって、法 43 条 1 項各号のいずれにも該当しないもの（公共職業安定所長の認可を受けた者を除く）
- 4 箇月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者

[H22. 4. 1 施行] [p. 284, 285]

●資格取得届に関する改正

資格取得届の添付書類（労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類）について、次のような改正が行われた（則6条；改正）。

- ① 原則として、その添付を不要とする。
- ② ただし、次のいずれかに該当する場合には、その添付が必要。
 - イ その事業主において初めて資格取得届を提出する場合
 - ロ 提出期限を超えて資格取得届を提出する場合
 - ハ 提出期限から起算して過去3年間に不正受給者と連帶して失業等給付の返還命令又は納付命令を受けたことその他これに準ずる事情があったと認められる場合
 - ニ その他、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合
- ③ また、事業主の同居の親族その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、上記の添付書類並びに職業安定局長が定める書類の添付が必要。

[H22.4.1 施行] [C] p.285

●雇用保険二事業に関する改正

1 定年引上げ等奨励金に関する改正

次のように改正された（則104条；改正）。

改正前 定年引上げ等奨励金（内訳：中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者雇用モデル企業助成金、中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金）

改正後 定年引上げ等奨励金（内訳：中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者雇用確保充実奨励金）

[H22.4.1 施行] [C] p.374

2 雇用保険二事業の財源に関する暫定措置

平成22年度及び平成23年度においては、雇用保険二事業の安定的な運営を確保することを目的として、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができる暫定措置を講ずることとされた（特別会計に関する法律附則20条の3；新設）。

[H22.4.1 施行] [C] p.375

●国庫負担に関する改正

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基金給付金及び高年齢再就職給付金を除く）に要する費用に係る国庫負担について、国庫は、平成21年度においては、附則13条1項に規定する額（本来の負担額×100分の55）のほか、3,500億円を負担した（法附則14条；新設）。

〈補足〉雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で附則13条に規定する国庫負担に関する暫定措置（本来の負担額の100分の55のみを負担する措置）を廃止するものとする、という条項が設けられた（法附則15条；新設）。

[H22.2.3 施行] [C] p.376, 377

徵収法

●船員に関する労災保険率・第2種特別加入保険料率

- ① 船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業に係る労災保険率が、「1,000分の50」と定められた（則16条1項；改正）。
- ② 船員法1条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者に係る第2種特別加入保険料率が、「1,000分の50」と定められた（則別表5；改正）。

〔p. 405, 408〕

●雇用保険率の改定

告示（平22.4.1 厚労告152号）により、平成22年4月1日から1年間、実際に適用される雇用保険率が定められた。

<実際に適用される雇用保険率>

事業の種類	平成21年度	平成22年度
一般の事業	1,000分の11	1,000分の15.5
農林水産業*	1,000分の13	1,000分の17.5
建設の事業	1,000分の14	1,000分の18.5

*牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業には、一般の事業の雇用保険率が適用される。

なお、船員法1条に規定する船員が雇用される事業についても、一般の事業の雇用保険率が適用される（昭50.3.24 労告12号；改正平21.12.28 厚労告535号）。

<平成22年度の雇用保険率の内訳>

雇用保険率		失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担	事業主負担	
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5
			計 1,000分の9.5	
農林水産業*	1,000分の17.5	1,000分の7	1,000分の7	1,000分の3.5
			計 1,000分の10.5	
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の7	1,000分の7	1,000分の4.5
			計 1,000分の11.5	

〔H22.4.1 適用〕〔p. 406, 407〕

〔入問〕〔p. 92〕

●概算保険料申告書・確定保険料申告書の提出先等

『継続事業（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されているものを除く）であって、社会保険適用事業所*の事業主』が6月1日から40日以内に提出する「一般保険料に係る概算保険料申告書及び確定保険料申告書（口座振替で納付する場合に提出するものを除く）」については、従来の経由先に加え、年金事務所を経由して、所轄都道府県労働局歳入徵収官に提出できることとされた（則38条2項；改正）。

注：確定保険料申告書について、雇用二元適用事業等では、納付すべき労働保険料がない場合は、年金事務所を経由することはできない。

なお、上記『』に該当する事業主については、「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「代理人選任・解任届」を、年金事務所を経由して、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出できることとされた（則75条2項；新設）。

*社会保険適用事業所とは、厚生年金保険又は健康保険の適用事業所をいう。

〔H22.1.1 施行〕〔p. 414, 427, 390, 391, 393〕

健康保険法

●具体的な申請書、届書等の提出先

厚生労働省令が公布され、具体的な申請書、届書等の提出先が明らかになった（p.477の表を次の表と差し替える）。

事業主・被保険者の届出・報告等

		提出期限	提出先
事業主が行うもの	被保険者資格取得届	5日以内	機構又は組合
	被保険者資格喪失届	5日以内	機構又は組合
	被保険者氏名変更届	遅滞なく	厚生労働大臣又は組合
	報酬月額算定基礎届	7月10日まで	機構又は組合
	報酬月額変更届	速やかに	機構又は組合
	賞与支払届	5日以内	機構又は組合
	被保険者が少年院・刑事施設等に収容・拘禁されたときの届出	5日以内	厚生労働大臣又は組合
	新規適用事業所の届出	5日以内	厚生労働大臣又は組合
	適用事業所に該当しなくなった場合の届出	5日以内	厚生労働大臣又は組合
被保険者が行うもの	事業主の氏名等の変更の届出	5日以内	厚生労働大臣又は組合
	代理人の選任・解任の届出	あらかじめ	厚生労働大臣又は組合
	保険者等の選択届*	10日以内	厚生労働大臣又は組合
	被扶養者（異動）届〔事業主経由で提出〕	5日以内	厚生労働大臣又は組合
	介護保険第2号被保険者該当・非該当の届出 〔事業主経由で提出〕	遅滞なく	厚生労働大臣又は組合
	任意継続被保険者資格取得申出書	20日以内	保険者
	任意継続被保険者氏名・住所変更届	5日以内	保険者
	被保険者氏名変更の申出	速やかに	事業主

*詳しくは、次の●参照。

●保険者の選択等

次のように改正された（則1条、2条、37条）。

改正後
① 被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下同じ）は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。 この場合の選択は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を「協会を選択しようとするときは厚生労働大臣に、組合を選択しようとするときは組合」に提出することによって行うものとする。
② 上記①の場合において、当該2以上の事業所に係る機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されているときは、被保険者は、その被保険者に関する機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。ただし、上記①の規定により健康保険組合を選択しようとする場合はこの限りでない。 この場合の選択は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を「厚生労働大臣」に提出することによって行うものとする

- ③ 被保険者は、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったときは、10日以内に、所定の事項を記載した届書を「厚生労働大臣又は組合」に提出しなければならない。ただし、上記①②の届書を提出するときは、この限りでない。

[H22.1.1 施行] [□] p.477

●被保険者証に関する手続

- ① 被保険者証の訂正の手続（則48条1項）⇒被保険者は、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び「厚生労働大臣」の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。
- ② 被保険者証の返納の手続（則51条1項）⇒事業主は、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者である場合を除く）において、協会に返納するときは「厚生労働大臣」を経由して行うものとする。
- （補足）高齢受給者証の返納の手続についても、上記と同様の改正が行われている（則52条2項）。

[H22.1.1 施行] [□] p.480, 481

●一部負担金の割合等（特例措置の延長）

70歳以上の健康保険の被保険者・被扶養者（いわゆる一定以上所得者を除く）の一部負担金の割合・自己負担の割合は、平成20年4月1日施行の法改正によって、「1割」から「2割」に引き上げられたが、“70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置”により、平成20年4月1日から2年間、保険医療機関等の窓口での患者の負担が「1割」に据え置かれている（残り1割は、国が特例交付金で補填）。この特例措置がさらに1年間（平成23年3月31日まで）延長されることになった。これに伴い、当該特例対象者に適用される高額療養費算定基準額等を、患者負担1割に対応する額とする経過措置も延長された。

【一部負担金の割合】

区分	割合（負担割合）
① 70歳未満の者	100分の30
② 70歳以上の者〔次の③の者を除く〕	100分の20*
③ 70歳以上の現役並み所得者	100分の30

*平成23年3月31日までは、患者の負担は「100分の10」。

【家族療養費等に係る自己負担割合】

区分	自己負担割合
① 義務教育就学以後で70歳未満の被扶養者	100分の30
② 義務教育就学前の被扶養者	100分の20
③ 70歳以上の被扶養者	100分の20 ^④
④ 70歳以上の被扶養者であって、70歳以上の現役並み所得者である被保険者等の被扶養者である者	100分の30

④平成23年3月31日までは、患者の負担は「100分の10」。

[70歳以上の高額療養費算定基準額]

	入院+外来；世帯合算	外来のみ；個人単位
一般	62,100円 ^① [多数回該当 44,400円]	24,600円 ^②
現役並み所得者	略	略
市町村民税非課税者等	略	略
所得がない者等で厚生労働省 令で定める者	略	略

① 平成 23 年 3 月 31 日までは「44,400 円」。

② 平成 23 年 3 月 31 日までは「12,000 円」。

[高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）]

	70歳未満	70～74歳
上位所得者	略	
現役並み所得者		略
一般	略	620,000円 ^③
低所得者Ⅱ		略
低所得者Ⅰ	略	略

③ 平成 23 年 7 月 31 日までは「560,000 円」。

[H22.4.1 適用] [p. 498, 517, 525, 527]

[入問] p. 113, 121, 124, 211

●高額療養費（旧総合病院の取扱いの変更）

高額療養費の支給要件及び支給額の規定を適する場合において、2 以上の診療科名を有する病院等（旧総合病院）は、診療科単位で別個の病院等とみなすこととされていたが、この規定が廃止された（令 43 条 8 項；改正）。

[H22.4.1 施行] [p. 524 (下から 12~11 行目を削除)]

●協会健保の一般保険料率等

① 平成 22 年 3 月 1 日以降（同年 4 月納付分以降）の一般保険料率が、協会から公告された（平 22.2.22 官報公告）。

〈補足〉任意継続被保険者については、平成 22 年 4 月 1 日以降（同年 4 月納付分以降），改正後の率が適用される。

<一般保険料率（都道府県単位保険料率）>

	改正前	改正後
平均	1,000 分の 82	1,000 分の <u>93.4</u>
範囲	最高 1,000 分の 82.6（北海道） 最低 1,000 分の 81.5（長野県）	最高 1,000 分の <u>94.2</u> （北海道） 最低 1,000 分の <u>92.6</u> （長野県）
内訳	①特定保険料率=1,000 分の 32* ②基本保険料率=各支部の率-①	①特定保険料率=1,000 分の <u>35*</u> ②基本保険料率=各支部の率-①

* 特定保険料率は全国一律。

[参考] 同時に協会健保の介護保険料率も公告された。

改正前	改正後
1,000 分の 11.9*	1,000 分の <u>15*</u>

* 介護保険料率は全国一律。

② 協会管掌健康保険の平成 21 年 9 月 30 日における全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額が「28 万円」と公告された〔変更なし〕（平 22.2.22 官報公告）。

[p. 551, 490]

●その他

協会の役員のうち、理事の数が見直された（法7条の9；改正）。

改正後 協会に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

〈お詫び〉この改正は、『うかく社労士』2010年版の刊行前に公布されていた改正点です。同書に改正後の内容を反映させることができた部分でしたが、ここで紹介させていただきます。

[H22.1.1施行] [p.459]

国民年金法・厚生年金保険法（共通）

●改定率・再評価率の改定等

平成22年度の年金額については、法律本来の額は改定されることになった。しかし、実際に支給される額は、物価スライド特例措置により平成21年度と同額（改定なし）となった。

なお、ここでいう「年金額」とは、改定率・再評価率による改定（実際には、物価スライド特例措置）の対象となるもののこと（国年法の子の加算額、厚年法の加給年金額も含む）である。

1 法律本来の年金額について

① 国民年金の改定率の改定

平成22年度の改定率は、新規裁定者（68歳到達年度前の受給権者）・既裁定者（68歳到達年度以後の受給権者）ともに、「0.992」とされた。0.992とされた経緯は、次のとおり。

前年の物価変動率は-1.4%（0.986）、名目手取り賃金変動率は-2.6%（0.974）となった。名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、物価変動率が1を上回る場合を除き、新規裁定者についても、物価変動率を基準として改定*することが法律で定められている（国年法27条の2第3項他）。

そのため、平成22年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者とも、「0.992（=前年度の改定率[1.006]×物価変動率[0.986]）」とされた。

*法律の原則的な取り扱いでは、新規裁定者は、名目手取り賃金変動率を基準とし、既裁定者については、物価変動率を基準とする（子の加算額、加給年金額は、年齢を問わず新規裁定者と同じ基準とする）こととされている。しかし、平成22年度については、例外的な取り扱いとなった。

注：平成22年度においては、物価スライド特例措置が適用される（後述3参照）。そのため、改定率の改定にあたり、調整率は乗じない。

このように、改定率が「0.992」とされた結果、法律本来の年金額は、次のとおりとなる（主要なもののみ紹介）

- ・基礎年金の満額→780,900円×改定率0.992=774,700円
- ・子の加算額①→224,700円×改定率0.992=222,900円
- ・子の加算額②→74,900円×改定率0.992=74,300円

[p.616～619, 655ほか]

[入問] p.137, 144, 147

② 厚生年金保険の再評価率の改定

再評価率の改定は、基本的には改定率の改定と同じ仕組みとなるため、平成22年度の再評価率の改定は、新規裁定者・既裁定者とともに、原則として、物価変動率を基準として行われた。

[p.744～747ほか]

2 従前額改定率

平成22年度の従前額改定率*は、「0.993」とされた。

*従前額改定率とは、厚生年金保険の報酬比例部分（平成12年改正前の給付水準を保障する“従前額の保障”：物価スライド特例措置は考慮しない）の計算式で用いる率である。

[p.748]

3 物価スライド特例措置により実際に支給される年金額

物価スライド特例措置に係る率は、平成18年度以降「0.985」とされている。平成22年度においては、平成21年の物価水準は対前年比では下落したものの、平成17年の物価水準と比較すれば0.3%上回っていることから、改定されず据くこととされた。

それに基づき物価スライド特例措置を適用した結果、実際に支給される平成22年度の年金額は、平成21年度と同額となる。

例) 老齢基礎年金の満額について、

法律本来の額（平成16年改正後の規定による額）

$$780,900\text{円} \times 0.992 = 774,700\text{円} \cdots A$$

特例による額（平成16年改正前の規定による額×0.985）

$$804,200\text{円} \times 0.985 = 792,100\text{円} \cdots B$$

☆ 「Aの額<Bの額」なので、実際には、「Bの額」を支給

〔p. 618~619, 655ほか〕

入問 p. 141

国民年金法

●第3号被保険者に係る生計維持の認定

次のように改正された（令4条（旧4条の2））。

改正前	改正後
第3号被保険者の要件に係る主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して	
社会保険庁長官の定めるところにより、管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長が行う。	機構が行う。

〔H22.1.1 施行〕 〔p. 580 関連〕

●具体的な申請書、届書等の提出先

厚生労働省令が公布され、具体的な申請書、届書等の提出先が明らかになった。

1 第3号被保険者の届出

〔前提〕 法律の規定

- 1 第3号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない（法12条5項）。
- 2 上記1の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、その配偶者である第2号被保険者を使用する事業主等を経由して行うものとする（法12条6項）。

上記の規定に関する厚生労働省令（施行規則）が次のように改正された（則1条の2第2項ほか、9条2項；改正）。

改正後
① 法12条5項の規定による第3号被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更、氏名変更、住所変更の届出及び種別確認の届出は、所定の事項を記載した届書（一部、国民年金手帳を添付）を、「機構」に提出することによって行わなければならない。
② 法12条6項の規定により法12条5項の届出を受理した第2号被保険者を使用する事業主等は、届書及び当該届書に添えられた書類を、速やかに、「厚生労働大臣」に提出しなければならない。

〔H22.1.1 施行〕 〔p. 592 関連〕

2 受給権者の届出

次のように改正された（則 18 条 1 項ほか、18 条の 2 ほか、36 条の 4 第 1 項ほか、36 条の 5；改正）。

- ① 受給権者の届出（指定日までに提出を求められた届出を含む）に係る届書の提出先
⇒「機構」

- 〔参考〕老齢福祉年金の受給権者の届出に係る届書の提出先は、「厚生労働大臣」とされた。
② 本人確認情報の提供を受け確認を行う者、生存の事実が確認されなかつたとき等に一定の書類の提出を求めることができる者、本人確認情報の提供を受けることができない場合に一定の書類の提出を求めることができる者、指定日を指定する者
⇒「厚生労働大臣」

〔H22. 1. 1 施行〕  p. 690

3 その他の申請等

- ① 国民年金手帳再交付に関する申請先、法定免除に関する届書・申請免除に関する申請書・追納申込書・付加保険料に関する申出書の提出先⇒「機構」
② 法定免除に関する届書の提出が不要とされる確認をする者、前納保険料還付に関する請求書の提出先⇒「厚生労働大臣」

〔H22. 1. 1 施行〕  p. 595, 677 関連

●脱退一時金の額の改定

保険料額の引き上げに応じた自動改定の規定により、平成 22 年度における国民年金の脱退一時金の額は、政令により、次の金額とされた。

対象月数	平成 17 年度の額〔法定の額〕	平成 22 年度
6 月以上 12 月末満	40,740 円	45,300 円
12 月以上 18 月末満	81,480 円	90,600 円
18 月以上 24 月末満	122,220 円	135,900 円
24 月以上 30 月末満	162,960 円	181,200 円
30 月以上 36 月末満	203,700 円	226,500 円
36 月以上	244,440 円	271,800 円

 p. 666

●保険料改定率の改定

平成 22 年度における保険料改定率は、「1.008」とされた。

したがって、平成 22 年度における国民年金の保険料額は、実際には、14,980 円×保険料改定率（1.008）=15,099.84 円→端数処理*→「15,100 円」となる。

* 端数処理は、5 円未満は切り捨て、5 円以上 10 円未満は 10 円に切り上げ。

 p. 672

厚生年金保険法

●具体的な申請書、届書等の提出先

厚生労働省令が公布され、具体的な申請書、届書等の提出先が明らかになった（「厚生労働大臣等」と表記した部分は、次のとおり）。

1 事業主の届出

被保険者（70 歳以上の使用される者を含む）に関する届出に係る届書の提出先

⇒すべて「機構」

注：厚生年金保険においては、適用事業所該当・不該当届、被保険者氏名変更届等についても、提出先は「機構」。

〔H22. 1. 1 施行〕  p. 731

2 被保険者の届出等

権限を行うべき者の選択届*, 2以上の事業所勤務届*, 高齢任意加入被保険者氏名・住所変届, 第4種被保険者の氏名・住所変更届, 基金選択届, 任意単独被保険者の資格取得(喪失)認可の申請書, 高齢任意加入被保険者の資格取得(喪失)の申出書, 年金手帳再交付申請書の提出先

⇒「機構」

*権限を行うべき者の選択等

次のように改正された(則1条, 2条; 改正)。

改正後
① 被保険者又は70歳以上の使用される者は、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったとき（当該2以上の事業所に係る機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されている場合に限る）は、その者に係る機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。
この場合の選択は、2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定の事項を記載した届書を、「 <u>機構</u> 」に提出することによって行うものとする。
② 被保険者又は70歳以上の使用される者は、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったとき（上記①の場合を除く）は、10日以内に、所定の事項を記載した届書を、「 <u>機構</u> 」に提出しなければならない。

〔H22.1.1 施行〕 [□] p. 731

3 受給権者の届出

- ① 受給権者の届出（指定日までに提出を求められた届出を含む）に係る届書の提出先
⇒すべて「機構」
- ② 本人確認情報の提供を受け確認を行う者、生存の事実が確認されなかつたとき等に一定の書類の提出を求めることができる者、本人確認情報の提供を受けることができない場合に一定の書類の提出を求めることができる者、指定日を指定する者
⇒「厚生労働大臣」

〔H22.1.1 施行〕 [□] p. 848, 849

●支給停止調整額・支給停止調整変更額

- ① 60歳代後半・70歳以上の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額が、48万円から「47万円」に改定された。
- ② 60歳代前半の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整変更額が、48万円から「47万円」に改定された。

なお、支給停止調整開始額については改定の要件に該当せず、28万円のままでされた。

〔H22.1.1 施行〕 [□] p. 760, 761, 778~780

[入問] p. 171, 172

p. 779「[参考] 上記の者に60歳代後半の在職老齢年金の規定が適用される場合」の計算は、次のようになる。

：

総報酬月額相当額34万円+基本月額20万円>47万円

$$\cdot \text{支給停止額} = (34\text{万円} + 20\text{万円} - 47\text{万円}) \times 1 / 2 = 3\text{万}5\text{千円} \text{ (月額)}$$

$$3\text{万}5\text{千円} \times 12 = 42\text{万円} \text{ (年額)}$$

$$\cdot \text{支給額} = 20\text{万円} - 3\text{万}5\text{千円} = 16\text{万}5\text{千円} \text{ (月額)}$$

$$16\text{万}5\text{千円} \times 12 = 198\text{万円} \text{ (年額)}$$

●国民健康保険法

1 健康保険と同様の改正

国民健康保険においても、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置（高額療養費算定基準額等の経過措置）の延長」、「高額療養費における旧総合病院の取扱いの変更」が行われた。

□ p. 891 関連

2 特例対象被保険者等に係る特例

特例対象被保険者等*について、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険料を算定する特例が創設された（令29条の7の2；新設）。

*特例対象被保険者等…やむを得ない理由により離職した被保険者等のこと。具体的には、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者であって受給資格を有する者に該当する者（いずれも、受給資格に係る離職の日の翌日の属する年度の末日までの間にある者に限る）をいう。

□ p. 892 関連

●高齢者医療確保法

後期高齢者負担率が、次のように改正された（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令11条の2；新設）。

平成20年度・平成21年度	「100分の10」
平成22年度・平成23年度	「100分の10.26」

□ p. 895

●児童手当法

平成22年4月1日より、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行された。

この法律の施行によって「児童手当法」が廃止されるわけではないが、実質的に適用される児童手当法の規定は、一部の規定（費用の負担、拠出金の徴収、児童育成事業など）のみとなる（下記参照）。

【平成22年度における子ども手当の支給に関する法律】

この法律の概要は、次のとおり。

1 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする（法1条）。

2 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、上記1の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない（法2条）。

3 定義

「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう（法3条1項）。

4 子ども手当の支給

(1) 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する（法4条）。

- ① 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- ② 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

③ 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

(2) 子ども手当の額

子ども手当の額は、子ども1人につき、月額13,000円（法5条）。

(3) 認定

児童手当の認定と同様の規定が設けられている（認定先は、原則、住所地の市町村長。公務員については所属庁の長等）（法6条、16条）。

(4) 支給・支払等

① 支給…認定の請求をした日の属する月の翌月～平成23年3月（同年2月末日までに支給事由が消滅した場合には、当該支給事由が消滅した日の属する月）。

② 支払…平成22年6月、10月、平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分を、それぞれ支払う。

③ 改定…児童手当と同様（増額改定=改定の請求をした日の属する月の翌月から行う。減額改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う）。

5 児童手当法との関係

(1) 基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、(2)に定めるところによるものとする（法19条）。

(2) 受給資格者における児童手当法の適用等

① 児童手当の受給資格者（所得制限により児童手当が支給されない者を含む）に対する子ども手当に関しては、その児童手当に相当する部分を児童手当とみなして、児童手当法の一部の規定*を適用する（法20条1項）。

② 3歳以上小学校修了前特例給付の受給資格者（所得制限により3歳以上小学校修了前特例給付が支給されない者を含む）に対する子ども手当に関しては、その3歳以上小学校修了前特例給付に相当する部分を3歳以上小学校修了前特例給付とみなして、児童手当法の児童手当法の一部の規定*を適用する（法20条2項）。

*①②により適用される児童手当法の規定は、費用の負担、拠出金の徴収などである。

③ 児童手当等の受給資格者は、平成22年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなす（法21条）。

④ 児童育成事業については、「政府は、児童手当又は子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業を行うことができる」と読み替えて適用される（法22条）。

6 費用の負担

公務員以外	国が全額負担	児童手当等に相当する部分は、児童手当法の規定により負担
公務員	当該公務員に係る国、都道府県、市町村がそれぞれ全額負担	

（法17条）

7 子ども手当に係る寄附

受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、子ども手当の額の全部又は一部を市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする（法23条1項）。

8 拠出金率

平成 22 年度における児童手当法及び平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律 20 条 1 項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率は、「1,000 分の 1.3 (前年度と同様)」とされた（平 22. 3. 31 政令 76 号）。

（補足）この拠出金を財源として、子ども手当のうち、被用者に対する児童手当分の費用の負担（10 分の 7）及び児童育成事業が行われる。

[H22. 4. 1 施行]  p. 896～898

●船員保険法

船員保険においても、健康保険と同様、「70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置（高額療養費算定基準額等の経過措置）の延長」、「高額療養費における旧総合病院の取扱いの変更」が行われた。

 p. 898